



### 高齢者社会活動等 参加ポイント事業について

#### 令和7年度分のポイント交換受付中

・交換受付窓口は、役場保健福祉課または各支所です。

・印鑑、ポイントカードを必ずご持参ください。

・10ポイント(500円)から交換可能です。

※上限100ポイント(5千円)

・交換期限は令和8年1月30日です。

※この日以降は交換できません。

・ポイント付与対象活動への参加予定がない方は、お早めの交換が可能です。

#### ■注意事項

・翌年へのポイントの繰越はできません。

・ポイントカードの交換は1度限りです。

※交換後にポイントを貯めることはできません。

・団体で参加している場合でも、ポイントの交換は個人での申請になります。

・町税等に滞納がある場合は、商品券の交換はできません。

問 保健福祉課福祉係 ☎56-21111



### 高齢者グループハウス 入居者募集中!!

■はまなす荘…宇鬼鹿港町287番地の1

■募集室数…33室

■使用料…(居室)月額1万100円

(共有室)1人入居の場合 月額2千円

2人入居の場合 月額4千円

※居室における光熱水費(電気料・上下水道料)は各室ごとの自費負担となります。

対 小平町に住所を有するおおむね65歳以上で、介護保険法に基づく要介護認定申請において「自立等」と判定された一人暮らしの方および夫婦のみの世帯で、別に定める要件を満たす方。

※お申込みが募集室数を超えた際は抽選となる場合がございますので、予めご了承願います。

問 保健福祉課福祉係 ☎56-21111

問 鬼鹿支所 ☎57-11111



### 高齢者の皆様へ 〜お試し無料体験のご案内〜

小平町在宅老人デイサービスセンターでは、入浴をはじめ、様々な器具を用いた身体機能の維持・向上や認知機能の予防に対するサービスを提供しています。

また、毎月色々な行事やお誕生会を開催しており、楽しい時間を提供しています。その他に、昼食やおやつを提供も行っているほか、食前には嚥下(えんげ)・口腔(こうくう)体操、食後は口腔(こうくう)ケアも行っておりますので、興味を持たれた方やお試し無料体験をご希望の方は、お気軽にお問合せください。

申 地域包括支援センター ☎56-21111

問 鬼鹿支所 ☎57-11111



### 家屋新築・増築・減失(取壊し) の届出を忘れずに

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や家屋の状況に基づいて課税されます。

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで新築・増築・減失(取壊し)した家屋を所有している方は、「家屋新築・増築・減失届」を財政課税務係まで提出する必要があります。

この届出を提出することで職員が現地確認を行い、次年度から対象家屋について、課税・非課税の決定がされます。

また、新築の住宅については、固定資産税の軽減の届出も必要となりますので、併せて手続きをしてください。

なお、登記している家屋については、法務局にて登記手続きをしなければなりません。※届出書については、財政課税務係及び各支所に備付けています。

問 財政課税務係 ☎56-21111

**エルタックス** 道税・町税の申告・納税が  
ネットです!! <https://www.eltax.lta.go.jp/>

地方税ポータルシステムeLTAXは、北海道で扱う「法人道民税・法人事業税・特別法人事業税」と町で扱う「個人道民税」「法人町民税」「固定資産税(償却資産)」の申告、一部の届出及び「固定資産税(償却資産)」を除く各税目の納税をインターネットを利用して行えるシステムです。

詳しい情報、ご利用届出はホームページをご覧ください。

問 北海道留萌振興局税務課 ☎42-8416  
小平町財政課税務係 ☎56-2111